

# 土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 太田 正美

## 1 日 時

令和5年12月7日（木） 午後1時29分から  
午後3時18分まで

## 2 場 所

第1委員会室

## 3 出席した委員の氏名

太田正美、井上明夫、宮成公一郎、三浦正臣、高橋肇、原田孝司、戸高賢史

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

阿部長夫

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 三村一 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第101号議案、第102号議案、第103号議案及び第108号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 新たな大分県長期総合計画案の骨子について、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画の変更について、大分県高齢者居住安定確保計画の変更について及び令和5年6月30日からの梅雨前線豪雨災害対応の進捗状況についてなど、執行部から報告を受けた。
- (3) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課議事調整班 主査 羽田野正洋  
政策調査課調査広報班 主幹 河野幸代

# 土木建築委員会次第

日時：令和5年12月7日（木）13：30～

場所：第1委員会室

## 1 開 会

## 2 土木建築部関係

13：30～14：50

### (1) 付託案件の審査

第108号議案 令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）（本委員会関係部分）

第101号議案 公の施設の指定管理者の指定について（文教警察委員会に合い議）

第102号議案 工事請負契約の変更について

第103号議案 大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

### (2) 諸般の報告

<法令に基づく報告>

①報 第40号 損害賠償の額の決定について

<その他の報告>

②新たな大分県長期総合計画案の骨子について

③国土強靱化基本計画の変更及び大分県地域強靱化計画の改定について

④建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画の変更について

⑤大分県高齢者居住安定確保計画の変更について

⑥ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例の制定について

（大分県港湾施設管理条例の一部改正）

⑦令和5年6月30日からの梅雨前線豪雨災害対応の進捗状況について

### (3) その他

## 3 協議事項

14：50～15：00

### (1) 閉会中の継続調査について

### (2) その他

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**太田委員長** ただいまから土木建築委員会を開きます。

本日は委員外議員として阿部長夫議員に出席いただいています。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

また、本日は諸般の報告の6番に関連して、企画振興部交通政策課の藤川課長にも出席いただいています。よろしく願います。

まず審査に先立ち、執行部から発言したい旨の申出があったので、これを許します。

**三村土木建築部長** 冒頭、御礼申し上げます。

12月4日に中九州横断道路の宮河内一犬飼間において計画段階評価が実施され、これまでの三つのルート案から、最も臼杵側のルートに加えて大分市の吉野付近にインターチェンジを設置する最終案が示されました。このルートは臼杵へのアクセスが極めて大切だと考えている大分県が要望していた案で、高い評価をしています。ここに至るまで委員の皆様には様々な機会を通じて、3回目の計画段階評価の早期実施、加えて臼杵側ルート、さらに吉野付近のインターチェンジの設置を要望していただきました。これまでの力強い後押しの結果、今回の採択の結果だと思っています。改めて深く御礼申し上げます。

次に、今年の梅雨前線豪雨災害に関しては、11月10日までに災害査定が行われ、合計473件127億4,500万円の査定額が決定しています。応急的に工事を行わなければならない箇所は、災害査定を待たずに工事着手しており、今年度中に全体の90%以上の工事を発注予定です。また、11月8日に定例外の土木建築委員会の所管事務調査が行われ、委員の皆様には由布市、日田市などの現地で各土木事務所の担当者に労いの言葉を掛けていただいたと聞いており感謝申し上げます。現地で御指導や

御助言いただいた点を踏まえ、1日も早い復旧復興に土木建築部一丸となって取り組んでいきます。

さて、本議会において土木建築部から国の補正予算の受入れを中心とした令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）のほか、公の施設の指定管理者の指定など4件の議案の審議をお願いしています。また、新たな大分県長期総合計画案の骨子などの報告をいたします。

なお本日、港湾課長の多田が体調不良のため、港湾課ポートセールス推進監の志賀が代理で出席します。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただくようお願いいたします。

**太田委員長** それでは、審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案4件です。この際、案件全部を一括議題とし、これより土木建築部関係の審査に入ります。

まず、第108号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**三村土木建築部長** それでは、第108号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）に関する土木建築部関係の歳出予算の補正内容について御説明します。土木建築委員会資料の2ページを御覧ください。

令和5年度12月補正予算説明資料（土木建築部）です。まず、1補正予算額の表の中ほど、太枠で記載した計欄を御覧ください。

既決予算額1,046億2,942万1千円に、その右の今回補正予算額243億3,523万円を増額すると、その右の補正後現計額の欄にあるとおり、補正後の土木建築部の一般会計歳出予算総額は1,289億6,465万1千円となります。増額の理由としては、国の経済対策による防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算を積極的に受け入れることによるものです。災害に強い強靱な県土づくりを加速させるため、緊急輸送道路の整備や河

道の掘削、砂防ダムの建設などに集中的に取り組むことができるよう、下段の補正事業一覧に記載のとおり（公）道路改良事業費など25事業について補正をお願いするものです。

この後、債務負担行為の補正及び繰越明許費の補正について土木建築企画課長から御説明するので、御審議のほどよろしくお願いします。

**中川土木建築企画課長** 続いて、債務負担行為について説明します。資料の3ページを御覧ください。

2債務負担行為の補正です。ゼロ県債については債務負担行為の積極的な活用により公共工事の施工時期の平準化とともに防災効果の早期発現を図るため、出水期に備えた河床掘削や危険な法面の対策等を実施する事業に対し、一般会計で22事業45億円の設定をお願いするものです。

続いて、資料の4ページを御覧ください。

3繰越明許費（限度額）です。今回、繰越明許費を設定する事業は、国の補正予算を受け込んだ事業で、発注時に適切な工期を確保する必要がある事業について、表の太枠に記載したとおり一般会計公共事業で追加分2事業3億6,900万円、変更分19事業124億5,200万円の繰越明許費の設定をお願いするものです。これに第3回定例会で承認いただいた既決分を加えると、一般会計と特別会計の合計で337億6,100万円となります。これらについては前払金や部分払などによって可能な限り年度内支出に努めていきます。

なお、今後事業を進めていく上で、現場の状況変化など不測の事態が生じた場合は、契約済のものも含め、令和6年第1回定例会において改めて繰越明許費の追加又は変更をお願いします。

**太田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

**三浦委員** 国土強靱化の関係ですが、昨年度の補正予算が228億円程度だったと思いますが、今年度は約243億円ですよね。

**中川土木建築企画課長** はい、そうです。

**三浦委員** 県内各地から要望、要求が上がっていますが、国の予算が先細りになっている中で、昨年よりも増額となっており、大分県は予算の確保が十分できている印象を受けます。各市町だと思いますが、その辺の要望状況と国に対しての予算確保がしっかり取れているのか。

我々もせんだって、国土交通省、財務省などに行くと、職員の皆さんからしっかり声を上げてほしい、要望が欲しいとの話がありました。具体的な各市町村との取組状況、その辺がもし分かれば教えていただきたいと思います。

**三村土木建築部長** 御質疑ありがとうございます。今、三浦委員がおっしゃったように国土強靱化の予算は今年も入っており、国土強靱化に対して常日頃から市町村と意見交換をしています。ある程度の事業の予算を確保できていると思っており、その結果、いろんなところで成果が如実に出ています。やはりハード対策をしたところは強いと思っていて、例えば日田市のスリットダム、大石川の上水路、玉来ダムもあり、必要な額を付けていただいた結果、救える命や財産もあるという感覚を持っています。

今後も市町村と連絡、連携を密にし、国土強靱化予算をしっかりと取りに行く。また議員の皆様のお力をお借りしながらやりたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

**三浦委員** 部長がおっしゃるとおり、しっかり市町村と連携を取りながら、それと当初予算、5か年加速化対策の予算がどどんかなり先細りで少なく、当然今、前倒しで予算は出ていている状況なので、大分県としてしっかり予算を確保していくことで、他県に負けずにやっていただきたい。

また我々も、その先の先も含めて、しっかり要望活動を行っていきたいと思うのでよろしくお願いします。

**三村土木建築部長** 国土強靱化予算で、例えば今度の5か年加速化対策は5年で事業15兆円ですが、我々もその先どうなるかものすごく心配していましたが、先般、国土強靱化法が改正され、次の実施中期計画をしっかり作ってくると聞いています。

今回の補正予算もこれからよく分析しなければいけません。額はちゃんと確保できていますが、国土強靱化の枠とは別の予算を入れて、額を確保している仕組みになっている感じがします。ちょっと分析に時間が掛かりますが、いずれにせよ実施中期計画を国が策定するので、その中で大分県の要望をしっかりと行っていく、ここが肝要だと思うので、ちょっと安心していきますし、またぜひともお力添えをいただけたらと思います。

**三浦委員** 最後に、確か6月だったですか、法が改正され、これから明確化されていくと思うので、しっかり大分県の土木建築部の予算確保を、我々委員会としてもやっていきたいと思うので、どうぞよろしくをお願いします。

**宮成委員** 前年度の決算で不用額が1,460億円のうちの8億円ぐらいだったかと思いますが、予算が取れているのはすごくありがたい中、一方で建設業者等の体力が落ち込んでいます。実際に今年度の発注、落札状況については、前回のとき、おおむねうまくいってるとのことでしたが、今年度の災害等を受けて、直近の状況や今後どのような見通しかコメントがあればよろしくをお願いします。

**清永公共工事入札管理室長** 前回は契約について、特に不調不落の状況の御質疑をいただきました。前回は話したように毎月定期で確認しており、最新の状況は6.1%の不調不落が発生しています。これは令和3年度の令和2年7月豪雨等による復興のための工事がピークだった時期と同じ時期になります。そのときに10.5%でした。それに対して現在6.1%で、ちなみに昨年の同時期は8.6%で、状況としては前回御説明したときより、そのまま発生率も横ばいで来ていたので、案件が難しかったら条件を変えて契約して、その繰り返しで推移しているのです、今のところ新たな補正予算が来ても大丈夫だと認識しています。

**原田委員** 今回、盛土災害防止調査費8千万円が付いています。静岡県で熱海での土石流のこともあって、県民は大変気になる問題だと思っています。

今回視察する中で、県の事業についてはトンネル工事が出た土を、また別のところで使うということで計画的にできていますが、例えば、民間で盛土について調整する機関は今どうなっているか、ぜひ教えていただければと思います。**秋月都市・まちづくり推進課長** 盛土災害防止調査費の件については、区域設定をする基礎調査並びに現況の盛土がある箇所調査費に使う補正予算です。5年に1度、1サイクルで県内全域を調査することが法に定められていて、それを前倒ししてやる予算を確保したということです。

**原田委員** 盛土規制法に関して聞いたかったのは、民間で余った土をどこかが使うとか、そういう調整機関があったら、こういう問題はなかなか起こりにくいと思ったので、そういう機関が民間であるのかなと思ってお伺いしました。

**中村建設政策課長** 私の知る限りではそういった調整機関は聞いたことがありませんので、今回、盛土規制法でしっかり規制していこうと、そういう意見になったのではないかと考えています。

**原田委員** 分かりました。結構です。

**太田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第101号議案公の施設の指定管理者の指定についてですが、本案については関係する文教警察委員会に合い議していることを申し添えます。それでは、執行部の説明を求めます。**中川土木建築企画課長** 第101号議案公の施

設の指定管理者の指定について御説明します。  
資料の5ページを御覧ください。

別府港機械管理駐車場・県営3号上屋・石垣地区緑地、大分港大在コンテナターミナル、大分スポーツ公園、高尾山自然公園及び大分県立武道スポーツセンターにおいて、指定管理者が今年度末をもって更新時期を迎えます。

令和6年度からの新たな指定管理者の指定にあたっては指定管理候補者選定委員会を設置し、申請団体に対するヒアリング等を行い、慎重かつ厳正に審査を実施しました。このたび、これら施設の指定管理候補者を選定したので、地方自治法の規定に基づき指定の承認をお願いするものです。

まず、別府港機械管理駐車場・県営3号上屋・石垣地区緑地についてです。申請のあった1団体について審査を行った結果、株式会社ササキコーポレーションを指定するものです。

選定委員会における評価については、別府港や港湾施設に関する専門的な知識や管理運営実績を有していることなどから、新たに指定管理者として選定された際に、堅実な管理運営及びさらなる施設の活用を行うことができるとの評価がなされました。また、イベント開催数や施設来場者数についても、別府市内の各施設の状況を加味した具体的な計画が認められることから、目標の達成が期待できるとの意見をいただいたところです。

指定期間は令和6年度から令和7年度までの2年間で、当施設は利用料金制を導入しているため提案価格はありません。

次に、資料の6ページを御覧ください。

大分港大在コンテナターミナルについてです。申請のあった1団体について審査を行った結果、株式会社大分国際貿易センターを指定するものです。選定委員会における評価は、施設の365日24時間フルオープンを堅守するための目標指標である安全管理率100%達成、県や関係団体と連携し、地域経済の発展に寄与する提案等が施設の設置目的や運営の方向性に合致したものであり、これまでの実績も踏まえ、管理能力を有すると認められるとの評価がなされま

した。

指定期間は令和6年度から令和10年度までの5年間で、提案価格は総額2億8,077万円です。

続いて、資料の7ページを御覧ください。

大分スポーツ公園、高尾山自然公園及び大分県立武道スポーツセンターについてです。申請のあった2団体について審査を行った結果、株式会社大宣を指定するものです。選定委員会における評価は、ノウハウの蓄積をいかした堅実な施設の維持管理計画が立案されており、管理運営にあたっての地域住民やNPO等との連携、協働や自主事業の実施案も具体的で安定性、信頼性が高いとの評価がなされました。また、経費の縮減については、提案価格が他団体より133万5千円下回っており、この点も評価されました。

指定期間は令和6年度から令和10年度までの5年間で、提案価格は総額30億7,450万円です。

**太田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

**戸高委員** 別府港と大分港、これは二つとも申請事業者は1者ですね。それぞれサービス改善とかいろいろ提案事業があると思いますが、この高く評価された大分港の夏休み親子教室。それがどういうもので評価されたのかということ。

あと、ササキコーポレーションの分は事業実績報告、これは毎年又は年度ごとになるのか、それとも指定管理が終わった後に報告されるのか、どこで公表するのか分かれれば教えてください。ここについても九州UMIアカデミーのイベントを引き続きやるということなので、その実績が分かれれば教えてください。

**志賀ポートセールス推進監** では、大分港大在コンテナターミナルの提案事業から。戸高委員のおっしゃるとおり、夏休みに子どもたちを集めて、親子教室を行っています。今年8月18日に大在コンテナターミナルで、冷凍倉庫や大きなガントリークレーンを実際に子どもたちに

見てもらい、午前中45人、午後44人、合計89人で、実は応募はそれよりも多くあって大変人気のイベントでした。子どもたちにアンケートを取り、それを見ると大変よかった、ためになった、いい経験ができたと言う意見と、保護者からも同様に、いい経験ができありがたいと言う意見をいただきました。

それから別府港ですが、実績については毎年報告してもらい、翌年の評価になるかと思えます。ササキコーポレーションは現行、別府市にある別府北浜ヨットハーバーの指定管理者であり、そちらで戸高委員御指摘の九州UMIアカデミーというイベントをしています。別府港上屋の駐車場の指定管理候補者として今回提案していますが、こちらについてもそういった上屋なども使いながら、九州UMIアカデミーの事業拡充を行いたいという内容で御提案がありました。

**三浦委員** 現在、別府北浜のヨットハーバーの指定管理者であるササキコーポレーションについて、今回別府港の利用料金のところで提案価格等の表記がないのですが、実際2年間任せることになり、その辺が実際どうなのかなと思えました。県としてこういった形の提案の仕方がいいのか広く考え、検討したと思えますが、その辺の収支計画の内容等について、適格性及び実現の可能性とありますが、実際に1年間の収入、支出、大体どんな感じかが我々に全然見えてこないのを教えていただきたいと思えます。

**志賀ポートセールス推進監** 現行の指定管理者としての昨年実績は、駐車場の使用料収入が年間約3,400万円です。その運営費として上屋や駐車場、緑地の維持管理費に2,100万円ほどなので、1千万円ほどの収支の黒字です。

今年度の指定管理者の取組状況を見ながら、今回のササキコーポレーションの提案で十分行けるという選定委員会での結論を踏まえ、今回、最終の候補者としました。

**三浦委員** 1年間を通して1,300万円ぐらいの黒字が出ているとのことですが、実際そういったケースでやった方がいいのか、その辺の基本的な考え方はどうでしょうか。

**志賀ポートセールス推進監** そこについては別府港の上屋と駐車場、緑地の管理を収入源として、駐車場の利用料の活用を図ることを目的に、上屋の活用を図るなど活性化してもらいたい趣旨で、提案額がない形での指定管理者の指定になっていると考えています。

**高橋委員** 午前中の文教警察委員会に委員外議員として参加しました。最後の株式会社大宣、大分スポーツ公園ですが、ここに決まったのは、提案価格がほかの団体より安かったことが大きいのかという質疑がありました。ほかの団体は一体どういう提案価格で、何がマイナスだからこっちに決まったというのがなくて、指定管理者はここですよと言うだけなので、そういう部分の資料提供はないのかとの要望も確かあったと思えます。

ほかのササキコーポレーションとか貿易センターとか、資料からは1者だけか分からないし、他の団体があとどのくらいあるのかも分かりません。そこら辺の比較検討ができずに、どうでしょうかと言われても困るという意見、要望が出たので、ここで同じ意見を述べさせていただきます。

**太田委員長** それは資料を提出してくれという受け取り方でいいのでしょうか。

**高橋委員** 可能な範囲であると、比較検討やこういう部分が優れているのじゃないかなど、単なる価格だけではない判断が付くかなと思えます。

**藤内公園・生活排水課長** 今、伺いました株式会社大宣について、2者のうちもう1者は、おおいたJMOスポーツパートナーズでした。その評価は観光の振興やイベントの実績のノウハウをいかして、利活用促進のプランを立てたことは評価されました。ただ、スポーツレクリエーションの振興利用増加策などが、具体性のある提案が見られなかったために、提案内容全体についての現実性が乏しいところが大宣と比べて少し悪かった点だと評価されています。

それに関しては県ホームページに出している資料もあるので、後ほど届けたいと思えます。

**志賀ポートセールス推進監** 別府港と大分港の

応募については、双方とも1者のみの応募でした。報告です。

**戸高委員** 文教警察委員会で同様の話が出たので、土木建築委員会でも聞いてくださいと言われていた委員がいました。私が代わりに聞きますが、ホームページの資料を見てみると、やはり芝の管理で倍ぐらい点数が違っていていますね。そういう意味では、大宣は、芝に関してははすごく管理がいいんだなと総合評価及び得点を見る限りはそう思います。

ラグビーワールドカップ時代にハイブリッド芝にして、その管理自体はそのままにしているのか、1回張り替えた話もちよっと耳にしたことがありましたが、それがハイブリッドのままキープしているのかを聞かれていたので教えてください。

**藤内公園・生活排水課長** ハイブリッド芝にしたのはラグビーワールドカップのときで、そのままハイブリッド芝を使っています。

ラグビーワールドカップのときに12会場ありましたが、5会場がハイブリッド芝で、確かにそのうち二つが芝生を張り替えています。ハイブリッド芝は大体4年から5年の供用になっているので、張り替えているところもあります。

**戸高委員** では、4年から5年の供用ということは、今後やはり張り替えが出てくると考えていいですか。

**藤内公園・生活排水課長** 現在、いろんな工法を使って今ある芝をなるべく長く使おうと長寿命化をやっていますが、いずれあるタイミングで芝の張り替えが予想されています。

**戸高委員** 分かりました。ありがとうございます。

**太田委員長** 私からちょっと素朴な疑問ですが、別府港の指定期間が2年、ほかのところは5年ですが、どういう違いがあるのでしょうか。

**志賀ポートセールス推進監** ほかのところは5年ですが、別府港は港の再編計画を平成31年3月に立てていて、令和8年には今回の指定管理の対象である駐車場を取り壊す予定になっているので、指定管理の対象が無くなります。さらに、さきほど申したこの指定管理については、

駐車場の使用料の収入を運営経費として回すため収入源が無くなってしまいますので、令和6年度、令和7年度の2か年の指定管理の期間としています。

**太田委員長** その収入源を無くす意味合いはもっと何かほかに、無くす以上のものを新しく作る意味でしょうか。

**志賀ポートセールス推進監** そうですね、再編計画によって駐車場も取り壊すものです。

**太田委員長** だから、その根拠と言うか、何で取り壊すのか。収入源を断ってまで取り壊す意味。どういう意味合いがあるからそれを取り壊すのかが見えてこないのですが。

**三村土木建築部長** 別府港に関しては、フェリーの着く場所や上屋がばらばらとか、交通がうまくいっていないなどで別府港全体を見直そうと平成30年から取り組んでいます。そこで、新しい上屋、集合した上屋にしながら、背後地も全部作り直そうと今計画しています。その一環で、今の施設を一部壊して、全体的に別府港ににぎわいを持たせようと考えています。当然その中には駐車場もあるし、にぎわいの場所もある。そういった計画があるから2年間となっています。生まれ変わる別府港の途中で壊す過程が入ってくると御理解いただけたらと思います。

**太田委員長** そうすると、でき上がったときにまた新たな指定管理者を募集する過程を想像していいでしょうか。

**三村土木建築部長** いずれにせよ、コンペでどういう計画にするか、そこが指定管理なのか、するとしてもどの範囲なのかは今後の話だと思っています。いずれにしてもいいものを作りたいと思いますので頑張ります。

**太田委員長** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

なお、本案について文教警察委員会の回答は、

原案のとおり可決すべきとのこと。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第102号議案工事請負契約の変更について、執行部の説明を求めます。

**瀬戸道路建設課長** 第102号議案工事請負契約の変更について御説明します。資料の8ページを御覧ください。

本議案は、令和3年12月13日に三井住友建設鉄構エンジ・臼杵造船特定建設工事共同企業体と契約した国道197号鶴崎拡幅における乙津橋上部工工事の工事請負契約について変更するものです。

国道197号鶴崎拡幅は大分市庄境から乙津町までの間、延長2.8キロメートルにわたり道路改築事業を進めています。本案件については、令和5年第3回定例会における常任委員会の諸般の報告にて契約金額が増となる見込みであることを説明しましたが、内容が確定したので改めて御説明します。

資料の9ページを御覧ください。

工事の進捗状況ですが、資料右上の写真のとおり今年3月に橋桁の架設を完了し、出水期の工事中断を挟み、10月21日から工事を再開し来年3月末に完了する予定です。

契約金額の増について、大きく二つの要因があります。1点目は、橋桁を架設するクレーンの規格変更に伴う約2千万円の増額です。左の図面を御覧ください。青色で着色している当初計画では、クレーンを設置する施工ヤードを橋梁の下まで整備し、150トンクレーンで橋桁を吊り上げて架設する予定でしたが、本工事に先立って行った下部工工事において基礎部分の施工の際、地中に旧橋の基礎と思われるコンクリート塊が見つかったため撤去する必要が生じました。撤去工事に不測の日数を要し橋脚工事が予定よりも長くかかったため、橋脚根固工の施工が後ろ倒しとなり、橋桁の架設時期と橋脚根固工の施工時期が重複しました。このため、

図面に赤色で着色した範囲までしか施工ヤードの整備ができず、離れた位置から橋桁を架設する必要が生じ、作業半径を広げるためクレーンの規格を150トンから350トンに大きくしたことによる増額です。

2点目は、インフレスライド等による約1億円の増額です。工期内の労務費や資材費の変動に対処するため、大分県公共工事請負契約約款に規定するスライドの条項を適用し増額するものです。

資料8ページにお戻りください。

右上の工事概要に記載したとおり契約金額は当初10億5,396万5千円に対し、変更11億7,786万7,900円となり1億2,390万2,900円増額するものです。

**太田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第103号議案大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**大谷公営住宅室長** 第103号議案大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明します。資料の10ページを御覧ください。

本条例は、県営住宅等の設置や管理について、必要な事項を定めたものです。資料上段の1条例改正の背景・理由です。老朽化した県営住宅の用途廃止に伴い、大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例を一部改正するものです。

次に、資料中段の2条例改正の概要です。改

正内容は条例別表第一から赤線で表示している  
県営中の原住宅、県営金屋住宅を削除するもの  
です。

まず、県営中の原住宅です。所在地は中津市  
大字永添で、棟数は1棟の平屋、管理戸数は5  
戸であり、1966年に建設され現在築57年  
です。次に、県営金屋住宅です。所在地は宇佐  
市大字金屋で、棟数は2棟の平屋、管理戸数は  
9戸であり、1964年、1965年に建設さ  
れ、それぞれ築59年、58年です。

以上、二つの県営住宅において、全ての入居  
者が退去したことから、今年度末までに解体工  
事を実施する予定としており、施行日は公布の  
日からとしています。

**太田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御  
質疑、意見等はありませんか。

**井上副委員長** 一ついいですか。もう老朽化し  
たし、入ってもいないからということですが、  
この跡地はどうなりますか。

**大谷公営住宅室長** 跡地については、今のとこ  
ろ予定はありません。それぞれ中津市、宇佐市  
と情報共有を図っていて、今後の利活用につい  
て一緒に協議したいと考えています。

**太田委員長** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 委員外議員の方、御質疑はありま  
せんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** ほかに御質疑等もないので、これ  
より採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決す  
ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 御異議がないので、本案は原案の  
とおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があ  
ったので、これを許します。

まず、①の法令に基づく報告をお願いします。

**瀬戸道路建設課長** 報第40号損害賠償の額の  
決定について説明します。資料11ページを御

覧ください。

県有地樹木の倒木による隣接家屋への損害賠  
償について報告するものです。

初めに、1倒木の概要です。去る7月15日  
午後2時頃、長引く大雨の影響で地盤がゆるく  
なったことや木の老朽化が原因と推測され、由  
布市湯布院町湯平にある県有地内の傾斜面に生  
えていた杉が根元から倒れ、隣接する田中氏住  
宅の屋根に接触し、屋根の一部が損傷しました。  
なお、今回倒木が発生した県有地は、過去に大  
分県道路公社が取得した用地を計画変更に伴い、  
大分県名義に変更したものです。

2損害賠償の概要ですが、県有地の管理に瑕  
疵があったことから住宅所有者に対し、損傷し  
た屋根の修理費用として16万50円を賠償し  
ています。賠償の根拠は民法第717条第2項  
であり、負担については修理費用を精査の上、  
全額県の負担としています。なお、賠償額が3  
00万円以下であったことから地方自治法第1  
80条第1項の規定により10月23日に専決  
処分しています。

最後に3今後の対応方針ですが、当該県有地  
には、ほかにも約40本の杉の木が生えていま  
すが、これらについて倒木の危険性がある樹木  
から優先的に伐採撤去していきます。また、当  
該県有地のように、大分県道路公社から大分県  
に名義変更した県有地が85筆あることが分か  
りましたが、本件のように他者に被害を与える  
危険性がある県有地は、今回倒木が発生した県  
有地のみでした。なお、これらの県有地につい  
ては公的用途での利用見込みや隣地所有者等を  
調査しながら売却先を模索し、計画的な処分等  
に努めていきます。

**太田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御  
質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 委員外議員の方、御質疑はありま  
せんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 別に御質疑等もないので、次にそ  
の他の報告である②の報告をお願いします。

**中村建設政策課長** 新たな大分県長期総合計画案の骨子について説明します。資料の12ページを御覧ください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、立案過程における報告を行うものです。

13ページを御覧ください。

左中ほどの策定の趣旨にあるとおり、現行計画が令和6年度末で終期を迎えるため、これまでの大分県づくりを継承するとともに、時代の要請や潮流の変化にしっかりと対応し、大分県を新たなステージへと発展させるため、新たな計画を策定することとしています。

計画の期間は令和6年度を初年度とし、令和15年度までの10年間としています。ただし、策定後の情勢変化に柔軟に対応できるよう中間年の令和10年度に見直しを行います。

基本目標については、誰もが安心して元気に活躍できる大分県、知恵と努力が報われ未来を創造できる大分県とし、実現にあたっては対話、継承・発展、連携の三つの基本姿勢で臨むこととしています。

14ページを御覧ください。

計画の構成です。計画の策定にあたって、時代の要請や潮流の変化の次に、基本目標を掲げ、それが達成された際には共生社会おおいた、選ばれるおおいたが実現されることを示すこととしています。その上で、分野別政策・施策を掲載し、最後に基本目標が達成された姿をイラストも加えて分かりやすく紹介したいと考えています。

15ページを御覧ください。

新たな政策・施策体系の案です。安心は7政策24施策、元気は7政策16施策、未来創造は5政策17施策としています。

16ページには主なポイントを整理しています。

安心の分野では、自然災害が頻発・激甚化する中、安心の大前提となる災害対策を先頭に位置付け、あわせて自然災害と地球温暖化は相互に密接に関連するため、近接させて整理しています。三つの日本一のうち、障がい者について

は、福祉的就労を含めた多様な働き方があるという観点から雇用率日本一から活躍日本一に変更しています。

元気の分野では、農林水産業の現行計画はマーケットインの商品（もの）づくりなど取組を横串でとらえた施策としていますが、今回は生産者に内容をより分かりやすく伝えるため農業、林業、水産業ごとに振興策を整理しています。また、人手不足が大きな課題となる中で、分野横断的な人づくりと、誰もが活躍できる社会づくりをセットで推進するため、多様な働き方と女性活躍の政策を統合します。

未来創造の分野では、未来創造の全ての政策にかかわる交通ネットワークを先頭に位置付け、広域交通ネットワークの充実が人と物の流れを活性化させ、企業立地、産業集積に加え、移住、定住も後押しすることで新たな人材や地域の担い手確保にもつながる流れで整理しています。加えてカーボンニュートラル、デジタル、先端技術の政策を新設し、最後に教育の政策で締めくくることがとしています。

17ページから19ページは、政策・施策体系を現行計画と比較したものです。このうち土木建築部で所管する政策・施策の主なポイントについて説明します。

17ページを御覧ください。

安心の分野です。土木建築部所管の政策・施策について、左側の現行計画を青色、右側の新たな計画を赤色で示しています。右上の政策1災害に強い県土づくりと危機管理の強化について、さきほど全体の主なポイントで説明したとおり現行計画8から移動させ、分野先頭の政策に位置付けています。施策（1）では流域治水や土砂災害対策の推進、地震・津波対策や社会インフラの老朽化対策等を進めていきます。施策（2）ではAIやドローン等先端技術の活用によるソフト面の強化を図っていきます。また、政策3すべてのこどもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくりでは住環境や周辺環境、交通環境の整備などについて、施策（3）にこどもまんなかまちづくりの推進として新たに追加しています。

19ページを御覧ください。

未来創造の分野です。右上の政策1未来へつながる交通ネットワークの充実と企業立地・産業集積の促進について、さきほど全体の主なポイントで説明したとおり現行計画の4から移動させ、分野先頭の政策に位置付けています。施策(1)から(3)の取組により広域交通ネットワークや九州の東の玄関口としての拠点に加え地域交通を充実させ、人や物の流れの活性化を目指します。また、カーボンニュートラルへの取組は、未来を創造する上で特に重要であるため、政策3大分県版カーボンニュートラルの推進を新たに創設し、施策(1)においてカーボンニュートラルポートの形成などを目指します。

政策4デジタル社会の実現と先端技術への挑戦も新規の政策です。施策(1)においてデジタル技術や先端技術を活用し、建設業における生産性の向上などを目指します。

**太田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

**宮成委員** 新長期総合計画の策定ですが、様々な課題があり様々な事業を行う上で、土木建築分野に限らないですが、どの分野でも言えることは、やはり働き手、担い手が不足している問題があると思います。

計画の前文か何かで、労働力不足とか、担い手不足について書かれると思いましたが、この委員会の所管に限らず、やはりどこかで人材のことを常に頭に置いておかないと、何か全ての計画が画餅に終わってしまう気がしています。どこにどう書けということではないですが、この先10年間で、しっかりと共通認識として持っておく。そして、それを解決するためには、一つはさきほども出ました先端技術とか、テクノロジーといった部分が担うこともあると思います。もう一つは共生社会。どうやって多様な人間がそれを支えるか。しかもどう生産性を高めるかという絵を描いていかないと何かちょっと一つ抜け落ちた感じになる印象を今定例会の一般質問や佐藤知事が就任して以降の表明等で

も同じことを感じていました。

どうか土木建築委員会からも幹部職員の皆さん方、どこかでそういった意見を織り込んでいただけるとありがたいと思います。

**太田委員長** 答えはいいですか。(「はい」と言う者あり)

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** ほかに御質疑等もないので、次に③の報告をお願いします。

**中村建設政策課長** 国土強靱化基本計画の変更及び大分県地域強靱化計画の改定について説明します。資料の20ページを御覧ください。

まず、1経緯についてです。国は平成25年12月に国土強靱化基本法を施行し、翌年6月に国土強靱化基本計画を策定しました。それを受け、平成27年11月に大分県地域強靱化計画を策定しました。その後、国の基本計画の変更があり、県計画も令和2年3月に改定しています。

本年6月、基本法が10年ぶりに改正され、施策の実施に関する中期的な計画として、初めて実施中期計画を策定、実行することが規定されました。法改正を踏まえ、7月には基本計画が変更されたところです。

続いて、2国土強靱化基本計画の概要についてです。まず、(1)4つの基本目標ですが、前回の計画から変更はありません。(2)国土強靱化にあたって考慮すべき主要な事項と情勢の変化として、気候変動の影響、デジタル技術の活用、パンデミック下における大規模自然災害などが新たに挙げられています。

こうした情勢の変化を踏まえ、(3)国土強靱化を推進する上での基本的な方針を5本柱として打ち出しています。その中で新たに、黄色で着色したデジタル等新技術の活用と地域における防災力の一層の強化が追加されています。例えば、デジタル等新技術の活用では災害時におけるドローンの活用、また地域における防災

力の一層の強化では、防災現場における女性の参画拡大の取組を進めることとしています。

本県も社会情勢の変化を踏まえ、さきの改定からおおむね4年となる県計画の改定に着手することとしたので御報告します。

資料の21ページを御覧ください。

まず、1の検討体制ですが、右側の有識者会議やパブリックコメント等で意見を伺いながら、左側の大分県地域強靱化計画推進委員会で改定を進めていきます。

次に、2のスケジュールですが、表の一番上段にある幹事会を11月9日に開催し、国土強靱化基本計画の変更概要等について情報共有を図りました。今後、関係部局と議論を深めながら、来年6月頃に計画の骨子、12月頃には素案を作成し、来年度末の改定を目指します。

県議会の皆様には、計画骨子や素案など各段階において御報告しますので、大所高所からの御意見を賜りますよう、よろしくお願ひします。  
**太田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 別に御質疑等もないので、次に④の報告をお願いします。

**中川土木建築企画課長** 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画の変更について御説明します。資料の22ページを御覧ください。

本計画は、5月の初常任委員会でも御報告しましたが、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づき、建設業の健全な発展を目指すために、平成30年12月に策定したもので、今年6月に国の変更基本計画が閣議決定されたことに伴い県計画についても変更するものです。

変更の背景についてですが、2建設工事従事者の安全及び健康に関する現状と課題にあるとおり計画策定後5年が経過し状況も変化したた

め、新たな取組が必要となりました。

一つ目は、気候変動の影響など建設業界を取り巻く環境の変化への対応や、女性や外国人労働者、高齢労働者等の人材の多様化。二つ目は、危険作業等の減少や建設現場の環境改善の観点からのインフラ分野のデジタルトランスフォーメーションの推進。三つ目は、新担い手三法や労働基準法を踏まえた働き方改革や処遇改善等による入職促進です。

そして4の施策、推進事項では具体的な取組を記載しています。説明した変更の背景について、記載内容を充実させたほか、推進事項の4環境の変化等への対応強化と5多様化する人材への対策についてを新たに追加しました。

計画の素案の作成にあたっては、5推進体制に記載している関係団体等で構成する推進協議会の場で協議を重ね、検討を進めてきました。

今後は、6スケジュールにあるとおり1月にパブリックコメントを実施し、2月の推進協議会を経て、3月の第1回定例会の常任委員会でも御報告し、成案として公表する予定です。

なお、計画の素案をSide Books（サイドブックス）の土木建築委員会のフォルダに格納していますので、後ほど御覧ください。

**太田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

**宮成委員** ここで考えていいのかわかりませんが、前回までの委員会等でも結構いろんな議員から除草、道路管理の話が出ました。

一方、気候変動等で、この夏はすごく暑かったこともあって、実際除草作業など道路の維持管理をする中で、やはり水分補給などの熱中症対策、適切な体調管理が必要になると思いますが、ただ事業者側からすると、予算や単価等がなかなか上がらない中で対応が非常に苦しいと。

一方で予算全体を見ても、県の予算の中で土木建築部の予算の確保もすごく苦しんでいるのではないかなと思います。

ただ、あれだけ多くの議員から道路の維持管理を適切にという意見が多い中で、勇気を持って単価を見直していくことも、こういった健康

の確保に関する大分県計画を変更するにあたって、今一度考える必要があるのではないかと考えています。何か御意見等あれば、お聞かせいただきたいと思います。

**三村土木建築部長** お答えします。今年は本当に猛暑で、猛暑の年は草の伸びが明らかに早いですよね。特に猛暑で夕立が来ると、雑草の環境が一番よくなるなど今年は当たり年でした。

私は部長になって多くの団体と話す中で、ほぼ草刈りは大丈夫かという話をいただいています。当然、この件は全庁的にしっかりと対応する話だと思っているので、問題点を意識していることは御理解いただきたいと思います。

**宮成委員** 一つだけ。実際、建設現場で働く除草作業をする方の人材確保が厳しい中、雇用主側も従業員用の経口補水液等を用意したり、しかも従業員も権利意識がだんだん高まってきて休ませてもらわないと困るといった話もあり、本当に苦しんでいるのは、もうみんなだと思います。いろんな意見を参考にしながら、一番いい着地点を見つけていただければいいなと願っています。

**太田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** では、私から一つ。草刈り作業も大切ですが、場所によっては落ち葉とかが長年堆積していて、そこが非常に雑草にとってはいい環境になっている。そこに雨が降れば、ますます成長するので、それぞれの土木事務所に指示いただいて、そういう箇所は5年に1度でも堆積土を撤去することも一緒に加味して対応してもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

**三村土木建築部長** 週に1回、主要な道路は2回ぐらい巡回していますが、我々では分からないところもあるので、ぜひともその辺のアドバイス、ヒントをいただきたいと思います。しっかり対応します。

**太田委員長** 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** ほかに御質疑等もないので、次に

⑤の報告をお願いします。

**都瑠建築住宅課長** 大分県高齢者居住安定確保計画の変更について御説明します。資料の23ページを御覧ください。

資料左上1計画の位置付けについてです。本計画は、図の中央に黄色で着色していますが、大分県住生活基本計画に基づく個別計画として平成25年に策定し、平成30年及び令和2年に一部見直しを行っています。

次に、資料右上2変更の背景を御覧ください。

現行計画が令和5年度で期間が満了することや福祉保健部のおおいた高齢者いきいきプランの見直しとの調和を図るため変更を行うものです。

資料右の中段3現状と主な課題については、今後も高齢者数や高齢化率の増加が見込まれるため、高齢者向け住宅等の供給確保や相談しやすい体制整備等が必要となっています。

資料左下4計画の概要を御覧ください。

現状と主な課題を踏まえ、三つの目標と五つの基本指標を掲げています。

主な変更内容は、資料右下を御覧ください。

まず、計画期間はおおいた高齢者いきいきプランとあわせ、令和6年度から8年度とし3年ごとに見直しを行います。

次に、居住支援の取組の拡充です。市町村ごとの居住支援協議会等の支援体制確立を推進します。また、空き家を活用した住まい確保の検討や、居住支援法人等の多様な主体との連携を推進します。

今後のスケジュールは、12月までに大分県高齢者福祉施策推進協議会や関係団体から意見をいただきながら素案を作成し、その後パブリックコメントを行い、3月中に公表予定です。

**太田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

**宮成委員** 居住支援協議会が全ての市町村で設置されているのかと、県内の居住支援法人はどういう状況かを分かる範囲で構わないので教えてください。

**都瑠建築住宅課長** 居住支援協議会の現在の市

町村の状況について、現在設置されているのは豊後大野市と竹田市の2市です。今年度、ほかに2市が設立の準備を図っているところです。

居住支援法人は県下で15団体ほどです。今後も数多く、こういった相談体制が整うように増やしていきたいと考えています。

**高橋委員** 私が県議会議員になって1年目のときに、高齢者が臼杵市にある県営住宅に入りたという話がありました。既に前の入居者がかなり使い込んでいる感じで、ぼろぼろになっていたのも、いいものに変えてほしいと。ところが、たったそれだけの話が最初は先に進まなかったですね。私から土木事務所などに相談して、その後はある程度話はスムーズに行きましたが、今、高齢者で結構県営住宅などに入りたい方がいるので、やはりここにはバリアフリー化と言いますか、それぞれの方の特徴に応じた住宅の改築、改修はどうしても必要になってくると思います。

現在、県内の県営住宅のバリアフリー化は、どの程度進んでいるのでしょうか。

**大谷公営住宅室長** すみません、今手元に数字がないですが、大体3割強。4割までいきませんが、それぐらいのバリアフリー化はできていると思っています。

**高橋委員** 結構若い夫婦とか子ども連れも入ったりしますが、やはり高齢者が住みやすいバリアフリーは、子どもたちなどにとっても優しい住宅なんですね。

なかなか一遍には進まないとは思いますが、そういうところも含めた安定した住宅確保を今後もお願いしたいと思います。

**戸高委員** 現状と課題のところの主な課題のバリアフリー化等のリフォームが行われる仕組みの説明をお願いします。

**都瑠建築住宅課長** バリアフリー化のリフォームが行われる仕組みですが、なかなか県としては、福祉保健部で手すりとか段差解消の補助制度を、土木建築部では子育て・高齢者住宅リフォーム事業の補助制度を活用して、市町村と連携して補助金の制度を作っています。こういった仕組みづくりをさらに充実して、まだやって

いない自治体もあるので、さらに充実させていきたいと考えています。

**戸高委員** そういう意味での課題ですね。やっていないところがあるから、それを充実させていきたいと。

**都瑠建築住宅課長** なかなか補助という支援がないと進まない部分があるので、補助制度とか、バリアフリー化することによって安全性が高まるとか、転倒とかを防止できるといったことの周知活動も含めて、まだ取組に課題があるということで、ここに書いています。

**戸高委員** ありがとうございます。左側にある目標1のセーフティネット住宅の高齢者の拒まない住宅の戸数と書いていますが、実際には高齢者も含め障がい者などが入居を拒まれるケースが多く、特に合理的配慮もあり事業者がなかなか受け入れできないことがあって、これから補助金制度の活用をもっとしっかりと広げ、事業者がメリットになる形が作れないと、なかなか進まない現状もあります。そうした現状、課題を国にしっかりと伝え、県としても推し進めていただきたいので、よろしくをお願いします。

**都瑠建築住宅課長** 貸主や不動産会社が高齢者や低所得者に対して入居を拒むことが、いまだに現状としてあります。今拒まない住宅の登録制度があるので、こうした拒まない賃貸住宅をホームページ等で明確にし、拒まない住宅をどんどん増やしていきたいと考えています。

**太田委員長** 私からいいですか。この計画の変更は、ほとんど高齢者しかうたっていません。親子間のこととか、近居、同居などには全然触れていませんが、その辺のことはどうお考えでしょうか。

**都瑠建築住宅課長** 今回の高齢者居住安定確保計画について、家族間や近居、支援者はこの中にはないのですが、大分県住生活基本計画で近居や家族間の支援について定めています。

**太田委員長** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** ほかに御質疑等もないので、次に⑥の報告をお願いします。

**志賀ポートセールス推進監** ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例の制定について御説明します。資料の24ページを御覧ください。

ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例の制定については、総務企画委員会の付託案件ですが、港湾施設管理条例の一部改正を伴うため今回報告するものです。

港湾施設管理条例は、県の管理する港湾の適正な運営に資するため港湾施設の管理に関し必要な事項を定めたものです。

資料上段の1改正の概要を御覧ください。

大分港西大分地区の臨港地区内に設置されるホーバー関連施設は、港湾法の規定により港湾施設となりますが、ホーバークラフトの運航による大分空港利用者の利便性向上及び発着地を中心とした、にぎわいを創出することを目的としたホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例の制定に伴い、大分空港がある国東側と一体的に管理するため港湾施設管理条例の適用除外とする条文を追加するものです。

資料中段の2追加する主な条文については、その下に記載した第24条適用除外です。その下、補足を御覧ください。①港湾施設管理条例の適用除外となるものについては、その下にある第2章使用及び占用、第3章使用料等などです。補足の右側②適用となるものについては、その下のおおいた第1章総則、第4章行為の規制のうち第17条の禁止行為、第6章雑則のうち第25条の規則への委任、第26条第3項第1号の禁止行為の規定に違反した者への罰則規定です。これらは引き続き港湾施設管理条例の適用となります。

3施行期日については、公布の日から6か月を超えない範囲内において規則で定める日としています。

**太田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

**宮成委員** この委員会には直接関係ないかもし

れませんが、ホーバーターミナルの条例の適用除外とするのは、にぎわいを創出することを目的とした、その施設の新たな整備であり、単に港湾施設管理条例じゃなくてソフト面を含めた、にぎわい創出の話で港湾施設管理条例は適用除外という把握の仕方でもいいですか。書いていることは分かりますが、この適用除外とする意図を教えてください。

**志賀ポートセールス推進監** 宮成委員のおっしゃるとおり、ホーバーターミナルは国東側と西大分側が一緒になっています。国東側は港湾区域ではないので港湾施設管理条例には適用されません。一方、西大分側は港湾施設管理条例が適用されることを大前提に説明します。一体で管理する中で、西大分側はホーバーターミナルの条例で、その際ホーバー条例と港湾条例と二重になるところがあるので、その部分は港湾条例は除外してホーバーターミナルの条例で管理していこうとするものです。

**原田委員** 2023年度に就航予定でしたが、延び延びになって、結局いつ頃運航開始されるのでしょうか。

**藤川交通政策課長** いつ頃再開できるのか、1番船の修理がどうなるのかは、運航事業者等と調整しており、現状いつ頃運航開始になるかは正に協議中ですので、今の段階で今年度中に行けるとか、延ばさなきゃいけないなど申し上げる状態にありません。

**井上副委員長** 一番最後の施行期日ですか、これはホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例の施行期日、この日はいつ決まりますか。

**藤川交通政策課長** さきほどの質疑と関連しており運行開始、いわゆる施設を供用開始するときに、この条例の適用を始めることを考えていて、それが運行開始のタイミングに大体近くなるのかなと、それで運航開始の時期はまだ未定で6か月以内にと定めています。

〔委員外議員退室〕

**太田委員長** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** ほかに御質疑等もないので、次に

⑦の報告をお願いします。

**石和河川課長** 令和5年6月30日からの梅雨前線豪雨災害対応の進捗状況について御説明します。資料の25ページを御覧ください。

9月12日から開始した現地での災害査定が11月10日に終了し、被害額が確定したので御報告します。

まず、公共土木施設の被害状況についてです。資料の真ん中より少し下の赤枠、公共土木施設合計を御覧ください。県内473か所、被害総額は127億4,500万円です。

続いて資料の下側の青枠、災害関連等事業合計を御覧ください。事業の内容は、今回の災害に関連した河川災害関連事業及び緊急砂防事業・緊急地すべり対策事業で、県内5か所、被害額18億7,500万円です。

以上、土木建築部関係の被害は総合計で478か所146億2千万円です。なお、11月末時点の工事発注状況ですが、県と市町村合わせて478か所のうち92か所、率で19%となっています。県分の被害箇所271か所については今年度末までに263か所、率で97%の工事発注を予定しています。

続いて、資料26ページを御覧ください。

主な災害関連等事業の進捗状況について御報告します。まず、左側上段及び下段の小野川の災害関連事業についてです。下段の図面を御覧ください。左側が日田市街地方面、右側が上流の小鹿田焼（おんたやき）の里がある皿山地区方面です。全体事業区間としては、延長約2.1キロメートルですが、河川が屈曲し川幅も狭い区間①、②及び③は河道拡幅や築堤、橋梁架替等を実施し、その他の被災箇所である茶色のギザギザの線の箇所については現状回復を行います。

事業の進捗状況ですが、現地査定を終え、国において事業内容の協議、審査中であり年内には事業採択を受ける見込みです。事業採択後は、速やかに詳細な設計業務等を発注し、地元の方から用地の協力をいただきながら1日も早い工事完成に努めていきます。

次に、右側上段の由布市湯布院町の畑倉地区

における緊急地すべり対策事業についてです。被害発生直後からオレンジの破線の範囲の地すべりブロックにおける二次被害を防止する監視体制を構築し、11月には地すべりに対する工事を全て発注しています。

今後は、地下水を速やかに排除する横ボーリング工や浸食を防止する法枠工、地すべりの塊を押さえるアンカー工を実施し、被災した斜面の安定を図った後、別途災害復旧事業にて土砂の埋塞を受けた市道や河川の復旧を行うこととしています。

今後も安全第一を徹底し、スピード感を持って1日でも早い復旧・復興に向け、しっかりと取り組んでいきます。

**太田委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、意見等はありませんか。

**井上副委員長** 小野川について、写真にある露木橋は市道だったと思いますが、この橋が架替えとあるのは県で行うことになったのでしょうか。

**石和河川課長** おっしゃるとおりです。河道の拡幅に関して、県の関連事業の中で一緒に行っています。

**井上副委員長** そうすると、この奥に家が数軒ありますが、この橋の架替えの間の対応は分かれますか。

**石和河川課長** 当然その部分は通れませんので、そこで暮らす方の迂回路を確保しながら工事を進めたいと思います。

**井上副委員長** もう一つ、上流側に車道ではなく歩道が通っていて、上流側の橋を利用した迂回路になりますか。

**石和河川課長** そうです。架け替えているときにはそこを通れませんので、工事によって少し変わってきますが、当然上流側や下流側のいろいろな形で対応したいと思います。

**太田委員長** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**太田委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で、諸般の報告を終わります。

委員の皆様この際、ほかに何かありませんか。

**三浦委員** さきほどの除草、草刈りのところで、私も最後に部長にちょっとお願いしようかなと思っていて、先日全県の建設業協会の役員の方々と意見交換会をしました。

そこに来ている建設業の社長は大手の方ばかりですが、そこで出た話は草刈りでした。内部でもとても大変だということで、さきほど全庁的にと部長の御発言をいただきましたが、これはしっかり取り組んでいかないといけない喫緊の課題の一つじゃないかなと思っているので、ぜひ部局横断でしっかり検討していただき、またしっかり来年度予算に反映できる形で、我々も各省において要望していきたいと思うのがまず1点です。

あわせて、それぞれ支部の役員の方皆さん、私の地元だと杵築支部ですが、今言う全県の建設業協会の役員よりも事業体、従業員数とかも少ない方も当然協会の中にいます。既に耳に入っていることもあるかもしれませんが、そういった声の情報を2点だけ御報告したいと思います。

1点目が、働き方改革関連の2024年問題です。それぞれの産業が人材不足と言われてる中、建設業も正に人材不足であり、2024年4月からの問題で、心配されている中小企業の社長が多かったなと私は印象を持っています。

もう1点が、既にスタートしているインボイス制度。一人親方が、なかなかこのインボイス対応が取れない話も何件か耳に入っています。その辺で、それぞれ土木事務所にも様々な意見がもう既に来ていると思いますが、きめ細やかな配慮をぜひして、しっかり事業予算も確保でき、これから可決されれば、速やかに執行するなど、しっかりその辺で県内の建設業の皆さん、大きいところから一人親方までしっかり行き渡るぐらいの事業をお願いします。課題を持たれている方がいる状況をお伝えしようかと思うので、ぜひ部長よろしくをお願いします。

**三村土木建築部長** 非常に貴重な御意見ありがとうございます。草刈りは、私が一番肌感覚で分かったことで、しっかりと全庁的に取り組んでいます。いろんなところで大所高所から、また御支援賜ればと思います。

建設業協会の支部について、昨年私が14支部を回り、今年は五ノ谷審議監も14支部を回るなど県のトップがしっかりと顔を突き合わせて支部の声を聞く体制を取っています。

当然、働き方改革が一番心配するところであり、いろんな取組をやろうとしています。例えば12月は、ICT、DXを一生懸命取り組む強化月間になっていて、別府市の砂防ダムの前に実証の訓練スタジアムなどを作り、誰でも来てカーナビなど体験してもらおう取組をしようとしていますし、また特に夜の作業を少なくするなどテレワークもできないかという取組もしています。

また、女性の活躍もかなり進歩しているので、とにかくこれはしっかりと頑張りたいと思います。

また、インボイス制度の話も我々全庁的に何かお手伝いできることがありましたら、しっかりとやりますので、いろんなところでお声を賜ればと思います。しっかりと頑張っていきます。よろしくをお願いします。ありがとうございます。

**井上副委員長** 一つだけ。これはもう全般的な話ですが、建設会社のクラス分けをA、B、C及びDでしていますよね。例えばBクラスは工事の規模が2千万円から4千万円ですかね。その施工管理の技術力によってクラス分けをしていると思いますが、発注するときの金額は税込みですよ。例えば、Bクラスなら4千万円までの工事はできていたが、消費税が3%、5%になり、今の10%になってくると4千万円の工事が4,400万円になってしまい、本来そこまでできる技術があるのに、消費税の分が高くなるから、上のクラスの仕事になってしまうんですよ。これは例えば、消費税が15%や20%とかになったら、ますますそれが甚だしくなってきましたが、その辺のところは今後ずっと税込みの発注が基本になるのでしょうか。

**清永公共工事入札管理室長** クラス分けの話をしていただきました。井上副委員長のおっしゃるとおり、4千万円を境にAクラスとBクラスを分けて発注しています。多分、資材や人件費の高騰により今までは4千万円未満だった工事、そ

れでできたものが高くなったから、それまでできていたBクラスの人たちは、それぐらいの工事をしてもいいのではないかとの話だと思っています。

一方、大分県の場合は4千万円を境に4千万円以上は一般競争入札で取り組んでいます。今のBクラスの方も下にCクラスがあって幅がやっぱりあります。皆さんがぎりぎりの4千万円近くの仕事ばかりやっているわけでもないし、そもそも、なりわいとしてAクラスの仕事の下請に入るのが多い方もいます。

それぞれのエリアでは、井上副委員長の地元である日田市とはまた違う状況のエリアもあるかと思えます。ですから、その辺の全体を見ながら、大分県全体のBクラスの状況を見ること、実際の経営利益の状況を毎年定点観測しており、今ちょっと数字を持ち合わせていませんが、特別な状況にはなく横ばいの現況です。

この中で、やはり一般競争入札は4千万円のライン、これはもうプラスとは関係なく別の次元で決めているラインですから一般競争入札の世界にそのクラスの人たちが入るかとなると、ちょっと競争は厳しい中で、やはり体力的に厳しい方もいるのではないかと見ているので、いろんな視点から業態の状況、それから発注する工事の見通しとかを見ながら、そのクラスの考え方を研究して慎重に考えないといけない認識です。

**井上副委員長** クラスの分け方について、金額によって決めるのはいいけど、税込みになっていますよね。だから、工事の金額とは別に税制が変わるたびにできていた仕事ができなくなる人が出てくるんですよね。

Cクラスなら2千万円までできて、2千万円までならやる能力があるけど、それが消費税10%を加えると2,200万円になる。そうすると本来なら2千万円までの技術力があるけど、消費税を別にすると1,800万円ぐらいまでの工事しかできない。これが将来的に消費税が15%とか20%とかになると、なおさらできる範囲が変わってくる。その代わりに、下の金額の工事が上がってきますが、そうすると今度は

小さい工事が増えてくるかもしれないけど、その辺をずっと税込みとなるのだろうか。私もB、Cクラスの人からちょっと尋ねられたんですよね。

**三村土木建築部長** 井上副委員長の御心配もよく分かりまして、今の消費税が変わってきたらどうするのかと。

一方で、当然資材の物価高騰とかも含め、今のA、B、C及びDのランクがどうなのかという考えが確かにあります。ただ、いずれにせよ、その完成工事高によってランク付けが決められているところで、ここは私が言うと話が大きくなり過ぎるので、あまり言えませんが、やはりここは実勢を見ながらの判断だと思います。

例えば、今度もWTOの金額が変わるうわさも入っているし、いろんなところを見ながら、やはりおかしくなったとなれば、いろんな方の意見を聞きながらの判断となります。ただ、今の段階でその考えがあるかと言うと、ハレーションが大きいですから、まだありません。ただし、その情報はしっかりと入手すべきだと思っています。

**宮成委員** 中九州横断道路の犬飼―宮河内について朗報が飛び込んできました。知事からも力強い意見の表明もありましたし、一般質問では阿部長夫議員からも援護射撃等をいただいています。道路が整備されると、つながらなくても整備したところだけでも本当にありがたいですが、つながるとより効果が倍増、10倍増になります。竹田市から阿蘇市の道路もまだしっかりと、この後の展開、少しでも早くと思って期待している地域住民が多いですが、残念ながら用地買収がなかなか、はかばかしく進んでいないこともあって、どうかこれまでのいろいろな御尽力に御礼方々、より一層国と市町村と連携を図る中で少しでも早期の実現、全線開通を目指して力を尽くしていただければと思っています。本当にいろいろありがとうございます。今後ともよろしくお願いします。

**三村土木建築部長** 決意表明をと受け止めました。しっかりと頑張ります。また、お力をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

宮成委員 ありがとうございます。

太田委員長 ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかにないので、これをもって土木建築部関係の審査を終わります。

執行部は御苦労様でした。

委員の皆様はこの後内部協議があるのでそのままお待ちください。

〔土木建築部退室〕

太田委員長 これより内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。お手元に配付のとおり各事項について閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別にないので、これをもって本日の委員会を終わります。

お疲れ様でした。